

令和8年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和7年（ネ）第3743号 自由権規約に基づく損害賠償請求控訴事件

（原審・東京地方裁判所令和4年（ワ）第528号）

口頭弁論終結日 令和8年6月5日

判 決

当事者の表示

別紙「当事者目録」記載のとおり

主 文

- 1 一審被告の控訴に基づき、原判決中一審被告の敗訴部分を取り消す。
- 2 上記の部分について、一審原告らの請求をいずれも棄却する。
- 3 一審原告らの本件控訴を棄却する。
- 4 一審原告デニズの拡張請求を棄却する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審とも一審原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告ら

(1) 原判決を次のとおり変更する。

(2) 一審被告は、一審原告デニズに対し、1523万5000円及びうち1292万5000円に対する令和元年8月2日から、うち7.8万1000円に対する令和元年10月25日から、うち152万9000円に対する令和2年3月24日から、各支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。

(3) 一審被告は、一審原告サファリに対し、1492万7000円及びうち1263万9000円に対する令和元年7月31日から、うち71万5000円に対する令和元年10月17日から、うち75万9000円に対する令和

2年1月7日から、各支払済みまで年5%の割合による金員、うち81万4000円に対する令和2年4月3日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

2 一審被告

主文1項及び2項と同旨。

第2 事案の概要（以下、略称は、別途定めるほかは、原判決の例による。）

1 本件は、出入国管理及び難民認定法（令和5年法律第56号による改正前のもの、入管法）52条等の規定に基づく退去強制令書の執行及び仮放免により、それぞれ複数回にわたって入国者収容所等に収容された一審原告らが、入管法の上記規定は市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）9条1項及び4項に反して無効であり、一審原告らの各収容（一審原告デニズにつき3回の収容、一審原告サファリにつき4回の収容、本件各収容）はいずれも違法であるなどと主張して、一審被告に対し、国家賠償法1条1項又は自由権規約9条5項に基づき、各収容に係る慰謝料及び弁護士費用として、一審原告デニズについて合計1522万4000円、一審原告サファリについて合計1492万7000円及びこれらに対する一審原告らに対する各収容の最終日から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5%又は同改正後の民法所定の年3%の割合による遅延損害金の各支払を求めた事案である。

原審が、一審原告デニズの請求について、60万円及びこれに対する令和2年3月24日（3回目の収容の最終日）から支払済みまで改正前の民法所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、一審原告サファリの請求について、60万円及びうち30万円に対する令和2年1月7日（3回目の収容の最終日）から支払済みまで同割合による遅延損害金の支払、うち30万円に対する同年4月3日（4回目の収容の最終日）から支払済みまで改正後の民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ認

容したところ、一審原告ら及び一審被告が各敗訴部分を不服として控訴した。

一審原告デニズは、当審において、原審における請求を第1の1(2)のとおり
に拡張した（請求額元本を1万1000円増額。以下、この拡張部分の請求を
「本件拡張請求」という。）。

2 関係法令及び前提事実は、原判決6頁11行目の「138日間」を「139
日間」に改めるほかは、原判決の「事実及び理由」中の第2の1及び2に記載
のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び当事者の主張は、後記4の当審における一審原告デニズの主張を加
えるほかは、原判決「事実及び理由」中の第2の3及び4に記載のとおりであ
るから、これを引用する。

4 当審における一審原告デニズの主張（本件拡張請求）

原告デニズ收容3の日数は138日間ではなく139日間であり、一審原告
デニズの收容日数の合計は1384日間ではなく1385日間であるから、慰
謝料1万円及び弁護士費用1000円の損害賠償請求を追加する。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告らの請求（本件拡張請求を含む。）はいずれも理由が
ないものと判断する。その理由は、以下のとおり補正し、後記2のとおり当審
における一審原告デニズの主張に対する判断を加えるほかは、原判決「事実及
び理由」中の第3の1から4までに記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決30頁16行目から34頁12行目までを、以下のとおり改める。

「ア 一審原告デニズは、平成19年5月10日、短期滞在（90日）の在留
資格を取得して本邦に入国し、在留期間満了日である同年8月8日を超え
て不法に本邦に残留した。

イ 原告デニズ收容1までの経緯等

（ア）一審原告デニズは、平成20年4月17日、入管法違反（不法残留）
の被疑事実により、現行犯人として逮捕され、同月28日、前記入管法

違反被疑事実について起訴猶予処分により釈放された後、東京入管収容場に収容され、同年6月16日、本件原告デニズ退令の発付を受け、同年7月1日、東日本センターに移収された。

(イ) 東日本センター所長は、平成21年1月19日、一審原告デニズに対して仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した。一審原告デニズは、同年12月1日、東京地方裁判所において、暴力行為等処罰に関する法律違反により、懲役10月、執行猶予4年の判決を宣告され、同日、本件原告デニズ退令の執行により、東京入管収容場に収容され、平成22年1月18日、東日本センターに移収された。

(ウ) 東日本センター所長は、平成22年8月18日、一審原告デニズに対して仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した。一審原告デニズは、平成23年5月9日、^Aと婚姻した。

(エ) 一審原告デニズは、平成27年5月25日、東京地方裁判所において、暴行及び公務執行妨害の罪により懲役1年の判決を宣告され、同判決は同月28日に確定した。東京入管主任審査官は、同月25日、条件違反を理由に一審原告デニズに対する仮放免許可を取り消した。一審原告デニズは、平成27年7月15日、府中刑務所に入所し、平成28年5月15日、同刑務所を出所した。

ウ 原告デニズ収容1の状況等（1175日間）

(ア) 一審原告デニズは、平成28年5月15日、府中刑務所を出所した後、本件原告デニズ退令の執行により、東京入管収容場に収容され、平成29年2月2日、東日本センターに移収された。

(イ) 一審原告デニズは、平成29年1月29日、天井裏の鉄骨にシーツをくくり付けて首を吊っているところを職員に発見され、救助された。医師による診察の結果、頸椎に脱臼や骨折はなく、左手関節切創及び頸部擦過傷と診断された。また、一審原告デニズは、その頃、眼鏡のレンズ

で自らの両手首を傷つけ、切創を負った。(甲B10、11)

(ウ) 一審原告デニズは、令和元年6月22日から同年7月9日まで、官給食の摂食を拒否した。一審原告デニズは、同月4日の診察の際、いかなる場合でも本人の同意がない治療は希望しないと述べ、同月9日には脱水等のために意識レベルが低下するに至ったが、同日の診療でも治療を拒否した。一審原告デニズは、同年6月23日時点で71.2kgあった体重が同年7月10日には65.8kgに減少したが、同日から摂食を再開し、体重が同月20日の時点で72.2kgまで回復した。同月16日の診療の際には、一審原告デニズが食事を摂っており、活気がある様子が確認され、同月18日及び23日の診療の際にも、同様に活気がある様子が確認された。(乙B1、4の1)

原告デニズ収容1の期間中、一審原告デニズは、東日本センター内の診療室において診察を受け、睡眠導入剤であるトリアゾラム(乙A16)、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム(乙A17)、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド(乙A18)等を処方された(乙B4の1)。

(エ) 原告デニズ収容1の期間中、一審原告デニズは、その経緯については争いがあるものの、大声を出す、扉を蹴るなどの被収容者処遇規則違反を繰り返していた(乙B6～10、一審原告デニズ本人)。

エ 原告デニズ収容1の後から同収容2までの状況

(ア) 東日本センター所長は、令和元年8月2日、一審原告デニズに対し、仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した。

(イ) 一審原告デニズは、令和元年8月10日^B クリニックの医師により、心因反応及び拘禁反応の疑いと診断され、不眠、衝動性亢進に対する薬物療法等が開始された(甲B2)。

オ 原告デニズ収容2の状況(71日間)

(ア) 一審原告デニズは、令和元年8月13日、東京入管に出頭し、^B

■クリニックの医師作成の診断書（甲Ｂ２）等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。東京入管入国警備官は、同月１６日、一審原告デニズと面接をし、一審原告デニズから上記診断内容等を聴取した。同行した弁護士は、医師による治療が始まっており、医師の判断もなく収容するのはおかしいと思うと述べた。また、一審原告デニズは、自殺企図に対する薬剤を処方されていること、吐き気があること、数日下痢の症状があること、あまり眠れていないことを述べた。一審原告デニズは、面接に際し、体重７３kg、血圧１５５／９２、脈拍９７、体温３７．５度と測定された。東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、上記申請について不許可とした。これを受けた東京入管入国警備官は、同日、一審原告デニズに対し、仮放免期間満了により本件原告デニズ退令を執行し、東日本センターに収容した。（乙Ｂ１１）

（イ） 一審原告デニズは、令和元年８月１６日、東日本センターで内科医の診察を受け、仮放免中も不眠は変わらなかったこと、頭が痛いこと、眼が悪くなっていることなどを述べた。同内科医は、一審原告デニズについて、表情が良く、活気があることなどを確認した。（乙Ｂ４の２）

（ウ） 一審原告デニズは、令和元年８月１６日（収容日）から同年９月１７日まで官給食の摂食を拒否し、同月１４日には体重が６４kgに減少した。一審原告デニズは、その間の同年８月２２日、東日本センターで内科医の診察を受け、同内科医は、疎通は基本的に良好であるものの、発語が中断する、どもる、流涙するなど、今までに見られなかった様子を認めた。また、一審原告デニズは、精神科への入院を希望したが、同内科医は、入院環境への順応やハンガー・ストライキ中であるという面から、現時点での入院は難しいとし、一審原告デニズの同意を得てカウンセリングを導入することとした。（乙Ｂ４の２）

（エ） ^C 診療所の医師は、令和元年８月２６日、一審原告デニズと面会を

した。同医師は、同月 27 日付けで、東日本センター所長及び所属医師
に対し、一審原告デニズに心因反応、抑うつ状態、PTSD 疑い、胃炎
／十二指腸潰瘍疑い並びに腰痛症及び左足筋肉痛がみられるとして、仮
放免の上、医療機関への通院が必要である旨の意見書を送付した。（甲
B 3）

（オ） 一審原告デニズは、令和元年 9 月 3 日、東日本センターで内科医の診
察を受けた。同内科医は、一審原告デニズに脱水が進行しており衰弱が
目立つ、ふらつきや転倒、健忘があり、しばしば発語が途切れる様子
がある、精神的にかなり不安定となっており、自傷行為などの突発的な行
動に至る可能性があり、動静に注意すべきであるなどの状態を確認した。
同内科医は、同月 17 日の診療の際、一審原告デニズについて、会話が
途中で止まる、落涙する等、精神的な不安定さが目立っている、それ
に伴い勤務員に対する要求も過度になっており、処遇が困難となりつつあ
る、庁内の加療には限界があるなどの状態を確認した。一審原告デニズ
は、同日、摂食を再開した。（乙 B 1、4 の 2）

（カ） 一審原告デニズは、令和元年 9 月 22 日、処方薬の空き缶の破片で両
手首及び首筋を傷つけ、加療 2 週間の傷害を負った（甲 B 12、13）。

（キ） 原告デニズ収容 2 の期間中、一審原告デニズは、東日本センターで診
察を受けた上で、睡眠導入剤であるトリアゾラム（乙 A 16）、精神神
経安定剤であるレボトミン（乙 A 19）、レボメプロマジン（乙 A 20）
及びエチゾラム（乙 A 22）、向精神薬であるアルプラゾラム（乙 A 2
1）、うつ病・うつ状態治療薬であるトラゾドン（乙 A 23）、経腸栄
養剤であるエンシュア・リキッド（乙 A 18）等を処方された（乙 B 4
の 2）。

カ 原告デニズ収容 2 の後から同収容 3 までの状況

（ア） 東日本センター所長は、令和元年 10 月 25 日、一審原告デニズに対

し、仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した。

(イ) 一審原告デニズは、令和元年10月29日^B クリニックの医師から、拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられ、しばらくの間治療が必要であるとの診断を受けた(甲B4、16)。

(ウ) ^C 診療所の医師は、令和元年10月31日、一審原告デニズを診察し、同年11月1日、一審原告デニズについて、心因反応、抑うつ状態疑い、PTSD疑い、胃炎、十二指腸潰瘍疑い並びに腰痛症及び左足筋肉痛と診断し、再収容は避けなければならないなどとする意見書を作成した(甲B5、17)。

(エ) 一審原告デニズは、令和元年11月5日^D 病院の医師から、右眼網膜血管閉塞と診断された(甲B18)。

キ 原告デニズ収容3の状況(139日間)

(ア) 一審原告デニズは、令和元年11月7日、仮放免期間満了により東京入管に出頭し、^C 診療所の医師作成の意見書(甲B17)等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。東京入管入国警備官は、同日、一審原告デニズと面接をし、一審原告デニズから上記診断内容のほか、右眼が見えにくく、痛みがあること、ストレスと不眠のために薬剤を処方されたこと、今後の通院予定はないこと、右眼の痛みで血圧が高くなると医師から聞いたことなどを聴取した。一審原告デニズは、面接に際し、体重74kg、血圧165/96、脈拍83、体温36.9と測定された。東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、一審原告デニズの上記申請について不許可とした。これを受けた東京入管入国警備官は、同日、一審原告デニズに対し、仮放免期間満了により本件原告デニズ退令を執行し、同日、東京入管収容場に再収容するとともに、東日本セン

ターに移収した。(乙B12)

(イ) 一審原告デニズは、令和元年11月7日(収容日)から同月14日まで官給食の摂食を拒否し、同日には体重が70kgに減少した。一審原告デニズは、同日、摂食を再開し、同月18日には体重が76.0kgに回復した。(乙B1)

(ウ) 一審原告デニズは、令和元年11月11日、東日本センターにおいて健康診断を受け、その結果は、正常範囲内であり、異常はないというものであった。一審原告デニズは、東日本センターで内科医の診療を受け、一審原告デニズに対し、うつ病・うつ状態治療薬であるトラゾドン(乙A23)、精神神経安定剤であるレボトミン(乙A19)、精神安定剤であるエチゾラム(乙A22)、睡眠導入剤であるトリアゾラム(乙A16)、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド(乙A18)等を処方された。(乙B4の3)

(エ) 一審原告デニズは、カウンセリングを希望し、令和元年11月25日、東日本センター所長の依頼を受けた臨床心理士によるカウンセリングを受けた。同臨床心理士は、一審原告デニズの激高型の性格が幼少期からのものであり、精神科医を受診しても変えるのは難しいとして、診療の必要性に疑問を呈しつつ、一審原告デニズが希望すればいつでもカウンセリングを実施する意向であるとの意見を述べた。(乙B13)

一審原告デニズは、カウンセリングを希望し、同年12月23日、東日本センター所長の依頼を受けた臨床心理士によるカウンセリングを受けた。同臨床心理士は、一審原告デニズの抱える問題が精神病によるものではなく、性格に由来するものであると思われるとして、精神科医を受診することによる改善の可能性に疑問を呈しつつも、入国警備官に対し、一度、精神科医に診察してもらうことはよいなどの意見を述べた。

(乙B14)

5
10
(オ) 一審原告デニズは、頭痛及び健忘の症状を訴えていたところ、令和元年12月2日、外部の病院において脳神経外科医による診察を受けた。同脳神経外科医は、MRI検査を実施したところ、健忘の原因となる出血や腫瘍は認められず、脳内の血管にも異常は認められない旨、頭痛については過度のストレスや頭の筋肉が緊張することに原因があると思われる旨、健忘については過度のストレスや東日本センターの医師から処方されている安定剤が原因であると思われるので、同医師と相談して薬剤の処方について検討してもらいたい旨の意見を述べた。(乙B17)

15
(カ) 一審原告デニズは、令和元年12月24日、東日本センターで精神科医による診察を受けた。一審原告デニズは、同日、同精神科医に対し、不眠を訴え、服薬している睡眠導入剤の変更を求めた。同精神科医は、一審原告デニズについて、敏感関係妄想であると診断した。(乙B15、16)

20
(キ) 一審原告デニズは、令和2年1月23日、東日本センターで精神科医の診察を受け、外部診療に行った際に車に飛び込みたくなった旨、外部の病院で治療を受けた旨、職員の対応で怒りが湧いてしまう旨、死にたい気持ちはいつもあるわけでないが、突然そういう気持ちになることがある旨などを述べた。同精神科医は、上記診察の結果から、一審原告デニズについて拘禁反応と診断し、一審原告デニズに対し、睡眠導入剤であるトリアゾラム(乙A16)、うつ病・うつ状態治療薬であるトラゾドン(乙A23)、抗てんかん剤であるクロナゼパム(乙A24)等を処方した。(乙B4の3)

25
(ク) 一審原告デニズは、令和2年2月20日、東日本センターで精神科医の診察を受けた。一審原告デニズは、同精神科医に対し、続けて眠れるようにしてほしい、次の診察まで1か月も待ちたくないなどと述べ、睡眠導入剤であるトリアゾラム(乙A16)、不眠症治療薬であるフルニ

トラゼパム（乙A17）等を処方された。同精神科医は、入国警備官に対し、一審原告デニズの診察について、一審原告デニズが不眠や入院を強く訴え続けたことから診察にならなかったこと、月1回の往診による内服薬の調整では治療が困難であるため、上記薬剤の効果が無いようであれば、今後は外部病院の精神科を受診してほしいこと、再診はしないことなどを伝えた。（乙B4の3、乙B19）

（ケ）一審原告デニズは、令和2年3月12日、外部病院の精神科医の診察を受け、不眠、不穏、統合失調症の疑いと診断され、睡眠導入剤であるトリアゾラム錠（乙A16）、睡眠剤であるエスタゾラム（乙A25）を処方された（乙B20）。なお、一審原告デニズは、原告デニズ収容3の期間中、東日本センターで、前記の他にも複数回の診察を受け、その症状に応じた薬剤を処方され、消化器内科、歯科口腔外科、眼科等について、外部病院の医師による診察も受けた（乙B4の3）。

（コ）一審原告デニズは、令和2年2月下旬頃、複数回にわたり、シーツで首を吊るなどの方法で自殺を試みた（甲B14）。

ク 原告デニズ収容3の後の状況

（ア）東日本センター所長は、令和2年3月24日、一審原告デニズに対し、仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所した。

（イ）一審原告デニズは、令和3年3月24日から同年4月6日までの間、^E不眠症及び抑うつ状態のため、 病院に入院した（甲B8、9）。

（ウ）一審原告デニズは、令和7年5月12日、覚せい剤取締法違反の被疑事実で逮捕され、同年6月2日、覚せい剤取締法違反で起訴された（乙B21）。」

（2）原判決34頁14行目から38頁26行目までを、以下のとおり改める。

「ア 一審原告サファリは、平成3年11月11日、短期滞在（90日）の在

留資格を得て本邦に入国し、在留期間満了日である平成4年2月9日を超えて不法に本邦に残留した。

イ 原告サファリ収容1までの状況

(ア) 一審原告サファリは、平成14年10月1日、東京入管に出頭し、入管法違反（不法残留）の事実を申告し、東京入管入国警備官は、同日、一審原告サファリに係る違反事件（入管法24条4号ロ該当容疑）を立件したが、平成17年8月4日、一審原告サファリの所在不明により、一審原告サファリに係る違反事件の調査を中止した。

(イ) 一審原告サファリは、平成22年1月14日、摘発されて、収容令書の発付を受けて東京入管収容場に収容され、同年3月3日、本件原告サファリ退令の発付を受け、引き続き東京入管収容場に収容され、同年7月2日、東日本センターに移収された。

(ウ) 東日本センター所長は、平成22年12月6日、一審原告サファリに対し、仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した（乙C17）。

ウ 原告サファリ収容1の状況（1149日間）

(ア) 一審原告サファリは、仮放免期間の延長申請をしたが、一審原告サファリが仮放免中に中古車販売店に住み込み、接客等の業務に従事していたことが判明し、仮放免の条件違反を理由として仮放免期間の延長が認められなかった（一審原告サファリ本人調書4、5、32、33頁）。東京入管入国警備官は、平成28年6月8日、一審原告サファリに対し、仮放免期間満了により本件原告サファリ退令を執行し、東京入管収容場に収容し、同年10月7日、東日本センターに、同月9日、東京入管収容場に、平成30年10月11日、東日本センターに、それぞれ移収された。

(イ) 一審原告サファリは、令和元年6月14日から同年7月9日まで、官

給食の摂食を拒否し、同年6月14日時点で82.8kgあった体重が同年7月9日には71kgに減少した(乙C2)。

(ウ) 一審原告サファリは、令和元年7月1日、東日本センターで診療を受けた際、緊急時も含め、いついかなる場合も医療介入は必要ないと述べた。一審原告サファリは、同月8日、東日本センターで診療を受け、その際、拒食やそれに伴う粘膜傷害、脱水により緑色の便が出たり吐血したりする症状が確認された。一審原告サファリは、翌9日、東日本センターで診療を受け、職員の説得により治療を受けることに同意し救急搬送されたが、搬送先では点滴・投薬治療を拒否した。また、一審原告サファリは、搬送先の病院で頭部CT撮影や心電図・超音波検査等を受けたが、これらによれば重篤な疾患の可能性は否定された。(乙C4の1)

(エ) 一審原告サファリは、令和元年7月9日、摂食を再開し、同月16日には体重が77.8kgに回復した。一審原告サファリは、同月18日、東日本センターで診療を受け、その際、食事は摂っており、体調は大丈夫であると述べ、医師も、表情が良い様子を確認した。(乙C2、4の1)

(オ) 一審原告サファリは、原告サファリ収容1の期間中、東日本センターで診療を受けた上で、睡眠誘導剤であるニトラゼパム(乙A26)等を処方された(乙C4の1)。

エ 原告サファリ収容1の後から同収容2までの状況

(ア) 東日本センター所長は、令和元年7月31日、一審原告サファリに対し、仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した。

(イ) 一審原告サファリは、令和元年8月8日頃までに、F クリニックの医師から、逆流性食道炎、十二指腸潰瘍の疑い、鉄欠乏性貧血、不眠症、不安神経症の疑い、心身症の疑いと診断された(甲C1)。

(ウ) 一審原告サファリは、令和元年8月10日^B クリニックの医師から、抑うつ状態であると診断された(甲C2)。

オ 原告サファリ収容2の状況(65日間)

(ア) 一審原告サファリは、令和元年8月9日^F クリニック及び^B クリニックの各医師作成の診断書(甲C1、2)等を添えて、東京入管主任審査官に対し、仮放免期間の延長申請をした上で、同月14日、東京入管に出頭した。東京入管入国警備官は、同日、一審原告サファリと面接をし、上記診断内容等を聴取した。一審原告サファリは、その際、体重73kg、血圧133/89、脈拍122、体温37.1度と測定された。東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、上記申請について不許可とし、一審原告サファリは、本件原告サファリ退令が執行され、東京入管収容場に再収容された後、東日本センターに移収された。(乙C7)

(イ) 一審原告サファリは、令和元年8月14日、東日本センターで内科医の診察を受けた際、息切れの症状を訴え、同内科医は、酸素飽和度を測定した上で、肺に問題はない旨を診断し、H₂受容体拮抗剤であるラニチジン(乙A27)を処方した。一審原告サファリは、翌15日、東日本センターで精神科医の診察を受け、夜眠れず1、2時間で起きる、悪夢を見る、胃痛や食欲不振などの症状を訴えた。同精神科医は、一審原告サファリが流涙する様子を確認するなどし、収容のストレスが強いと考え、抑うつ状態にあると診断し、不眠を改善するため、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム(乙A17)を処方した。(乙C2、4の2、乙C10)

(ウ) 一審原告サファリは、令和元年8月14日(収容日)から同月29日まで官給食の摂食を拒否し、同日には体重が65.8kgに減少した。一審原告サファリは、同日、高度の脱水に至っていたが、治療的介入を拒

否した。一審原告サファリは、同月30日、摂食を再開し、東日本センターで診察を受け、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド(乙A18)を処方された。(乙C2、4の2)

(エ) 一審原告サファリは、令和元年9月19日、東日本センターで精神科医師の診察を受け、不眠、不安、イライラを訴えるなどしたところ、同精神科医は、一審原告サファリが抑うつ状態にあると診断し、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム(乙A17)、不眠症治療薬(オレキシント受容体拮抗薬)であるスボレキサント(乙A28)、セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤であるサインバルタ(乙A29)を処方した(乙C4の2、乙C11)。

(オ) 一審原告サファリは、令和元年9月27日には体重が71kgに回復したが、同日から再び官給食の摂食を拒否し、同年10月10日には体重が63.8kgに減少した。一審原告サファリは、同日、摂食を再開し、同月14日には体重が69kgに回復した。

一審原告サファリは、同年9月30日、東日本センターで内科医の診察を受け、向精神薬(マイナートランキライザー)であるロラゼパム(乙A30)等を処方され、同年10月15日、東日本センターで内科医の診察を受け、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム(乙A17)、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド(乙A18)を処方された。(乙C2、4の2)

カ 原告サファリ収容2の後から同収容3までの状況

(ア) 東日本センター所長は、令和元年10月17日、一審原告サファリに対し、仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した。

(イ) 一審原告サファリは、令和元年10月24日^C 診療所の医師から、入管収容に起因して心因反応、胃炎等を発症しており、医療機関での治

療継続が必要であると診断された（甲Ｃ３）。

（ウ） 一審原告サファリは、令和元年１０月２６日^β クリニックの
医師から、うつ病と診断された（甲Ｃ４）。

キ 原告サファリ収容３の状況（６９日間）^γ

（ア） 一審原告サファリは、令和元年１０月３１日、東京入管に出頭し、
■^β診療所及び■^βクリニックの医師各作成の意見書（甲Ｃ３、４）
等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。東京入管入国警備官は、同
日、一審原告サファリと面接をし、診断内容のほか、首から肩の痛み、
胃痛 鼻水、手足のしびれ、左足親指の爪部分の痛みがあること、不眠と
震えがあることを聴取した。一審原告サファリは、面接に際し、体重６
９kg、血圧１５６／９３、脈拍１２１、体温３７．１度と測定された（乙
Ｃ８）。東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、上記申
請について不許可とした。これを受けた東京入管入国警備官は、同日、
一審原告サファリに対し、本件原告サファリ退令を執行し、東京入管収
容場に再収容するとともに、同日、東日本センターに移収した。

（イ） 一審原告サファリは、令和元年１０月３１日、東日本センターで内科
医の診察を受け、仮放免中に精神科や内科を受診したこと、右肩から手
首にかけて痛みやしびれがある旨を述べ、持参した薬のほか、仮放免前
に服用していた薬剤の処方の追加を希望した。同内科医は、一審原告サ
ファリについて、表情は穏やかであるが、以前より活気に乏しい状態を
確認し、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム（乙Ａ１７）、不眠症治
療薬（オレキシン受容体拮抗薬）であるスボレキサント（乙Ａ２８）、
セロトニン・ノルアドレナリン再取り込み阻害剤であるデュロキセチン
塩酸塩カプセル（乙Ａ３１）等を処方した。（乙Ｃ４の３）

（ウ） 一審原告サファリは、令和元年１０月３１日（収容日）から同年１１
月１９日までの官給食の摂食を拒否し、同日には体重が６１kgまで減少

した。一審原告サファリは、同月 6 日、東日本センターで診療を受けたが、その際、イライラ時に頓服したい、痛み止めが効かないなどと訴え、同月 7 日、胃潰瘍の疑いと診断された。一審原告サファリは、同月 15 日、東日本センターで内科医の診察を受け、同内科医から体重減少について摂食、摂水を強く指導されたが、目的があるとして治療（点滴）を拒否した。一審原告サファリは、同月 18 日、東日本センターで内科医の診察を受け、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム（乙 A 17）等を処方された。（乙 C 2、4 の 3）

（エ） 一審原告サファリは、令和元年 11 月 19 日、摂食を開始した。一審原告サファリは、同月 21 日、東日本センターで精神科医の診察を受け、食べ物を吐いてしまうなどと訴えた。同精神科医は、一審原告サファリについて、抑うつ状態にあると診断し、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム（乙 A 17）、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド（乙 A 18）等を処方した。（乙 C 4 の 3、乙 C 12）

（オ） 一審原告サファリは、令和元年 11 月 26 日には体重が 67.6 kg に回復したが、同日から再び摂食を拒否した。同月 28 日に摂食を再開したが、同年 12 月 20 日から同月 24 日まで再び摂食を拒否し、同日には体重が 61.2 kg に減少し、同日から摂食を再開した。一審原告サファリは、同年 12 月 19 日、東日本センターで精神科医の診察を受け、同年 11 月 16 日から食後に嘔吐する、イライラ、不安焦燥が強い、音がすると腹が立ち、睡眠も十分にとれないなどと訴えた。同精神科医は、一審原告サファリについて、抑うつ状態と診断し、一審原告サファリがうつが強くなってきていると観察し、抗てんかん薬、そう病・そう状態治療剤であるバルプロ酸ナトリウム（乙 A 32）、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド（乙 A 18）等を処方した。一審原告サファリは、同月 26 日、東日本センターで内科医の診察の際、嘔吐の症状を訴えた。

また、一審原告サファリは、収容中、断続的に、めまいや動悸等の症状を訴えていた。(乙C2、4の3、乙C13)

ク 原告サファリ収容3の後から同収容4までの状況

(ア) 東日本センター所長は、令和2年1月7日、一審原告サファリに対し、仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所した。

(イ) 一審原告サファリは、令和2年1月11日^B クリニックの医師から、うつ病の診断を受けた(甲C5)。

ケ 原告サファリ収容4の状況(74日間)

(ア) 一審原告サファリは、令和2年1月17日、東京入管に出頭し、^B クリニックの医師作成の診断書(甲C5)等を添えて、仮放免期間の延長申請をした。東京入管入国警備官は、同月21日、一審原告サファリと面接をし、診断内容のほか、出所後から固形物が摂食できないこと、不眠、イライラ、胃痛、吐き気、右腕痛があること、同月25日に^B クリニックに通院予定であることを聴取した。一審原告サファリは、面接に際し、体重64kg、血圧134/99、脈拍124、体温36.7度と測定された(乙C9)。東京入管主任審査官は、再収容が可能であると判断し、上記申請について不許可とした。これを受けた東京入管入国警備官は、同月21日、一審原告サファリに対し、本件原告サファリ退令を執行し、東京入管収容場に再収容した後、東日本センターに移収した。一審原告サファリは、同日、東日本センターで内科医の診察を受け、逆流性食道炎の症状に対応した薬剤や疼痛抑制の薬剤を処方された(乙C4の4)。

(イ) 一審原告サファリは、令和2年1月23日、東日本センターで精神科医の診察を受け、食事をすると吐いてしまうこと、イライラや苦しさを訴えた。同精神科医は、一審原告サファリについて、抑うつ状態と診断

し、かなり痩せたとみて、食事が摂れないと述べていることから同月24日から同月31日までの平日に点滴を実施すべきである旨、血液検査と尿検査を早めに実施し、東日本センターの内科医に確認してもらいたい旨などの意見を述べ、向精神薬であるコンスタン（乙A33）、ノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤であるミルタザピン（乙A34）、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド（乙A18）等を処方し、同年2月20日に再診することとした。一審原告サファリは、同年1月24日から同月31日まで毎日2時間、点滴を受けることとなり、同月30日、東日本センターで内科医の診察を受けた際、ハンガー・ストライキではなく、吐いてしまう旨を訴えた。（乙C4の4、乙C14）

（ウ） 一審原告サファリは、令和2年2月3日、自らの手で腕を強く引っ掻いて傷をつける自傷行為に及んだ（甲C6）。

（エ） 一審原告サファリは、令和2年2月20日、東日本センターで精神科医の診察を受け、点滴で良くなった旨、気を患って自傷行為をした旨、イライラ、腹立ち、うつの気分がある旨などを訴え、同精神科医は、一審原告サファリについて、抑うつ状態と診断し、向精神薬であるコンスタン（乙A33）、ノルアドレナリン・セロトニン作動性抗うつ剤であるミルタザピン（乙A34）、不眠症治療薬（オレキシン受容体拮抗薬）であるスボレキサント（乙A28）、不眠症治療薬であるフルニトラゼパム（乙A17）、経腸栄養剤であるエンシュア・リキッド（乙A18）等を増量して処方した。同精神科医は、同年3月19日に再診することとしたが、入国警備官に対し、「うつの症状が重くなっており、収容に耐えられない状態になってきていると見受けられた」、「この方は入院を希望しているが、症状改善には入院よりも仮放免が良いと思われるので、検討してほしい」との意見を述べた。（乙C4の4、乙C15）

（オ） 一審原告サファリは、令和2年3月19日、東日本センターで精神科

5
10
15
20
25
医の診察を受け、ふらつきが酷い、イライラしてストレスがたまると夜中に壁にぶつけてしまう、ハンガー・ストライキはしていないなどと訴えた。同精神科医は、表情が乏しく、活気もなく、うつ状態が重い様子を
確認し、向精神薬であるコンスタン（乙A33）、経腸栄養剤である
エンシュア・リキッド（乙A18）等を処方し、同年4月16日に再診
することとした。同医師は、入国警備官に対し、「うつの症状が悪化し
ており、収容に耐えられない状態であり、限界にきていると見受けられ
たため、引き続き仮放免を検討してほしい」との意見を述べた。（乙C
4の4、乙C16）

10
15
20
25
（カ） 一審原告サファリは、原告サファリ収容4の期間中、内科医の診察を
複数回受け、令和2年1月24日及び同年3月17日に血液検査と尿検
査が実施され、同年1月27日に血液検査が実施されたが、格別の治療
を要するような結果は示されなかった（乙C4の4）。

コ 原告サファリ収容4の後の状況

15
20
25
（ア） 東日本センター所長は、令和2年4月3日、一審原告サファリに対し、
仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所し
た。

（イ） 一審原告サファリは、現在、仮放免中である。」

（3） 原判決40頁1行目から53頁11行目までを、以下のとおり改める。

20
25
「(1)ア 入管法は、我が国における外国人の入国在留管理について、国内の労
働市場及び治安の保護と外国人本人の適正な権利保護の両立を図るため、
その基本となる制度として在留資格制度を採用し、外国人の本邦におい
て行う活動が在留資格に対応して定められるものに該当しない限りは入
国及び在留を認めないこととし、この在留資格に反した活動をした外国
人については、強制力をもって国外に退去させることとしている。

イ 入管法は、外国人の退去強制に関する手続について、次のとおり定め

る。

まず、①入国警備官は、入管法24条所定の退去強制事由の一に該当すると思料する外国人（容疑者）について違反調査をした上、退去強制事由に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により当該容疑者を收容することができ、容疑者を收容したときは、当該容疑者を入国審査官に引き渡さなければならないこと（入管法27条、39条、44条）、②容疑者の引渡しを受けた入国審査官は、当該容疑者が退去強制対象者に該当するかどうかを速やかに審査し、認定しなければならないこと（入管法45条）、③入国審査官が当該容疑者について退去強制対象者に該当すると認定した場合において、当該容疑者が当該認定に服さず、口頭審理を請求したときは、特別審理官が口頭審理を行い、入国審査官の認定に誤りがないかどうかを判定しなければならないこと（入管法47条3項及び4項、48条）、④特別審理官が入国審査官の認定に誤りがないと判定した場合において、当該容疑者がこの判定に服さず異議を申し出たときは、法務大臣等は、その異議の申出に理由があるか否かを裁決し、その結果を主任審査官に通知すること（入管法48条8項、49条、69条の2、令和5年法務省令第39号による改正前の入管法施行規則61条の2）、⑤上記の一連の退去強制手続において、当該容疑者が入管法24条所定の退去強制事由のいずれかに該当するとの入国審査官の認定若しくは特別審理官の判定に服したとき、又は法務大臣等から異議の申出は理由がない旨の裁決の通知を受けたときには、主任審査官は、当該容疑者に対する退去強制令書を発付しなければならないこと（入管法47条5項、48条9項、49条6項）、⑥入国警備官は、退去強制令書を執行して、当該容疑者を国外の送還先に速やかに送還することとなるが、直ちに国外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を收容することができること（入管法52条3項、

5 項) を定める。

5 他方、⑦入国審査官は、審査の結果、容疑者が入管法 24 条所定の退去強制事由のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならないこと (入管法 47 条 1 項)、⑧特別審理官は、口頭審理の結果、容疑者が退去強制対象者に該当する旨の入国審査官の認定が事実と相違し、容疑者が入管法 24 条所定の退去強制事由のいずれにも該当しないと判定したときは、直ちにその者を放免しなければならないこと (入管法 48 条 6 項)、⑨主任審査官は、法務大臣から容疑者が入管法 24 条所定の退去強制事由のいずれにも該当しないことを理由とする異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならないこと (入管法 49 条 4 項) を定める。

10
15
20
そして、⑩入国者収容所長等は、収容令書若しくは退去強制令書の発付を受けて収容されている者又はその者の代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができること (入管法 54 条 2 項) を定める。

25
ウ 以上の各規定の定めるところによれば、入管法は、退去強制事由に該当する外国人の退去強制手続において、収容令書の発付を受けて収容されている容疑者については所定の手続により退去強制対象者に該当しないことが確定しない限り、退去強制令書の発付を受けて収容されている者については送還が可能となるまでの間、その身柄を収容してその退去

強制を行うことを原則としているものと解される（原則收容主義）。このように強制退去手続において收容が原則とされるのは、送還のために身柄を確保することが必要であるとともに、我が国における外国人の入国在留管理の基本を成す在留資格制度の下においては、在留資格に反した
5 在留活動をした外国人に対して事実上当該在留活動を許すことになること自体が背理であり、在留資格制度に基づく入国在留管理の適正を確保する点から、そのような在留活動の一切を禁止することが必須であると
10 考えられるからであると解される。そして、入管法は、強制退去手続において收容を原則としつつも、被收容者には、保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないと定め（入管法
61条の7）、被收容者処遇規則（令和6年法務省令第37号による廃止前のもの。）において、健康面に関する適当な措置を講じることなども定めており、收容される者の不利益が必要以上のものとならないように制度上配慮している。

他方、入管法は、上記の原則に対する例外的措置として、仮放免制度を設け、收容令書又は退去強制令書の発付・執行により收容されている者について、自費による出国や病氣治療等のため、身柄を收容するとか
15 えって円滑な送還の執行が期待できない場合、その他人道的な配慮を要する場合等、收容を継続することが適当でない特別の事情が存するときに、出頭の確保及び逃亡の防止を担保するための一定の条件を付した上で收容を停止し、一時的に身柄の解放を認めることとしたものであると
20 解される。そして、この仮放免制度の一環として、仮放免中の者（被仮放免者）から仮放免期間の延長許可の申請があった場合に、その必要性を確認した結果を考慮し、上記の特別の事情が継続して存するときに、
25 仮放免期間を延長することができるとする運用が行われてきたものと認められる。

5 なお、入管法は、外国人の入国在留管理について、保護すべき者を確
実に保護し、在留が認められない外国人を速やかに退去させ、長期收容
問題を解消することを目的として、令和5年法律第56号によって改正
され、送還停止効の例外規定、罰則付き退去命令制度、收容に代わる監
理措置制度、「補完的保護対象者」認定制度、在留特別許可の申請手続等
が新たに創設された。

- 10 (2) 一審原告らは、入管法52条等の規定が、退去強制令書が出されたこと
のみをもって收容を可能とし、個別事情の検討は要求されておらず、合理
性、必要性及び比例性を満たさない收容も認めていること、收容が最終手
段ではなく原則とされており、その結果として在留資格がないことを理由
とする無期限收容を許容していること、收容の適法性について定期的に再
評価を行う審査制度を何ら定めていないことからすれば、入管法52条等
の規定に基づく收容は自由権規約9条1項が禁じている恣意的拘禁に当
たり、これらの規定が自由権規約9条1項に違反する旨を主張する。

15 しかしながら、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うも
のではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどう
か、また、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかを、当該国家
が自由に決定することができるものとされている（最高裁昭和50年（行
ツ）第120号同53年10月4日大法廷判決・民集32巻7号1223
20 頁参照）。そして、自由権規約は、合法的に締約国の領域内にいる外国人が
法律に基づいて行われた決定により退去強制され得ることを認める（13
条）とともに、退去強制の制度に関する詳細な規定を置いていない。これ
らのことに照らせば、自由権規約は、退去までの收容を含めた退去強制の
25 制度の在り方に関して、上記の国際慣習法を排除するものではなく、これ
を前提として、退去強制の制度を各国家の法律においてどのように決定す
るかを各国家の判断に委ねているものと解するのが相当である。これを受

けて、入管法は、前記(1)で説示したとおり、仮放免を含む収容に関する手続を法定するとともに、被収容者には保安上支障がない範囲内においてできる限りの自由が与えられなければならないとし、健康面に関する適当な措置を講じることとするなど、被収容者の不利益が必要以上のものとならないように制度上配慮しており、また、収容又は仮放免の許否に対して不服のある者は、行訴法又は人身保護法に定める手続により裁判所の判断を求めることが可能である。

ところで、自由権規約委員会の一般的意見35号及び恣意的拘禁作業部会の審議結果5号は、入国管理関係の手続過程における収容が恣意的拘禁に当たらないと認められるためには、個別具体的事情に照らして、合理性、必要性及び比例性の要件を満たす必要がある旨の意見を述べるが、一般的意見35号等の内容は、国内裁判所における法解釈を拘束するものではなく、条約法に関するウィーン条約（条約法条約）31条3項の事後の合意や事後の慣行に当たるものではないと解される（甲A54参照）。一般的意見35号p.12は、収容の決定は定期的に再評価されなければならないとし、審議結果5号p.13、同14も同趣旨の意見を示していると解される（前記認定事実（1）ア、イ）が、個々の被収容者の人身の保護という意味からすると、飽くまで制度的な保障にすぎず、個々の収容が恣意的拘禁に当たらないことを直ちに保障することにはならないものであり、上記一般的意見35号p.12及び審議結果5号p.13、同14は、収容について定期的な再評価の手続が制度化されていない場合に、一律的に収容が自由権規約9条1項の禁止する恣意的拘禁に該当するという解釈を採用していると解することはできない。

これらのことに照らせば、在留資格制度に基づく入国在留管理の適正を確保する点から、原則収容主義の下で退去強制令書の発付・執行による収容を行う入管法の規定については、国家の裁量に委ねられている制度設計

上の判断として合理性を欠いたものであるとは認められず、自由権規約が国内的効力を有して直接適用され得るもので、条約法条約がその解釈の指針となり得るものであるとしても、入管法52条等の規定に基づく収容が恣意的拘禁に当たり、これらの規定が自由権規約9条1項に違反するということとはできない。そして、これらの規定に基づく個別の収容の適法性については、入管法の枠内において判断されるものと解するのが相当である。

したがって、一審原告らの上記主張を採用することはできない。

- (3) 一審原告らは、原則収容主義について、外国人が本邦内に収容されることなく生存することを禁ずるものであり、憲法31条及び自由権規約9条により保障される人身の自由を否定する旨、外国人を社会から隔離するという目的は正当な目的に含まれない旨を主張する。

しかしながら、憲法上、外国人は、本邦に入国する自由を保障されているものでないことはもとより、本邦に在留する権利ないし引き続き在留することを要求し得る権利を保障されているものでもなく、入管法に基づく在留資格制度の枠内においてのみ本邦に在留し得る地位を認められているものと解される（前掲最高裁昭和53年10月4日大法院判決、最高裁昭和29年(あ)第3594号同32年6月19日大法院判決・刑集11巻6号1663頁参照）。また、前記(2)で説示したとおり、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかについて、当該国家がこれを自由に決定することができるものとされているところ、自由権規約は、この国際慣習法を排除するものとは解されず、かえって、合法的に締約国の領域内にいる外国人が法律に基づいて行われた決定により退去強制され得ることを認めているのであり、退去強制令書の発付・執行により収容された外国人については、憲法上、本邦において収容されることなく社会生活を送る権利が保障され

5
10
15
20
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114
115
116
117
118
119
120
121
122
123
124
125
126
127
128
129
130
131
132
133
134
135
136
137
138
139
140
141
142
143
144
145
146
147
148
149
150
151
152
153
154
155
156
157
158
159
160
161
162
163
164
165
166
167
168
169
170
171
172
173
174
175
176
177
178
179
180
181
182
183
184
185
186
187
188
189
190
191
192
193
194
195
196
197
198
199
200
201
202
203
204
205
206
207
208
209
210
211
212
213
214
215
216
217
218
219
220
221
222
223
224
225
226
227
228
229
230
231
232
233
234
235
236
237
238
239
240
241
242
243
244
245
246
247
248
249
250
251
252
253
254
255
256
257
258
259
260
261
262
263
264
265
266
267
268
269
270
271
272
273
274
275
276
277
278
279
280
281
282
283
284
285
286
287
288
289
290
291
292
293
294
295
296
297
298
299
300
301
302
303
304
305
306
307
308
309
310
311
312
313
314
315
316
317
318
319
320
321
322
323
324
325
326
327
328
329
330
331
332
333
334
335
336
337
338
339
340
341
342
343
344
345
346
347
348
349
350
351
352
353
354
355
356
357
358
359
360
361
362
363
364
365
366
367
368
369
370
371
372
373
374
375
376
377
378
379
380
381
382
383
384
385
386
387
388
389
390
391
392
393
394
395
396
397
398
399
400
401
402
403
404
405
406
407
408
409
410
411
412
413
414
415
416
417
418
419
420
421
422
423
424
425
426
427
428
429
430
431
432
433
434
435
436
437
438
439
440
441
442
443
444
445
446
447
448
449
450
451
452
453
454
455
456
457
458
459
460
461
462
463
464
465
466
467
468
469
470
471
472
473
474
475
476
477
478
479
480
481
482
483
484
485
486
487
488
489
490
491
492
493
494
495
496
497
498
499
500
501
502
503
504
505
506
507
508
509
510
511
512
513
514
515
516
517
518
519
520
521
522
523
524
525
526
527
528
529
530
531
532
533
534
535
536
537
538
539
540
541
542
543
544
545
546
547
548
549
550
551
552
553
554
555
556
557
558
559
560
561
562
563
564
565
566
567
568
569
570
571
572
573
574
575
576
577
578
579
580
581
582
583
584
585
586
587
588
589
590
591
592
593
594
595
596
597
598
599
600
601
602
603
604
605
606
607
608
609
610
611
612
613
614
615
616
617
618
619
620
621
622
623
624
625
626
627
628
629
630
631
632
633
634
635
636
637
638
639
640
641
642
643
644
645
646
647
648
649
650
651
652
653
654
655
656
657
658
659
660
661
662
663
664
665
666
667
668
669
670
671
672
673
674
675
676
677
678
679
680
681
682
683
684
685
686
687
688
689
690
691
692
693
694
695
696
697
698
699
700
701
702
703
704
705
706
707
708
709
710
711
712
713
714
715
716
717
718
719
720
721
722
723
724
725
726
727
728
729
730
731
732
733
734
735
736
737
738
739
740
741
742
743
744
745
746
747
748
749
750
751
752
753
754
755
756
757
758
759
760
761
762
763
764
765
766
767
768
769
770
771
772
773
774
775
776
777
778
779
780
781
782
783
784
785
786
787
788
789
790
791
792
793
794
795
796
797
798
799
800
801
802
803
804
805
806
807
808
809
810
811
812
813
814
815
816
817
818
819
820
821
822
823
824
825
826
827
828
829
830
831
832
833
834
835
836
837
838
839
840
841
842
843
844
845
846
847
848
849
850
851
852
853
854
855
856
857
858
859
860
861
862
863
864
865
866
867
868
869
870
871
872
873
874
875
876
877
878
879
880
881
882
883
884
885
886
887
888
889
890
891
892
893
894
895
896
897
898
899
900
901
902
903
904
905
906
907
908
909
910
911
912
913
914
915
916
917
918
919
920
921
922
923
924
925
926
927
928
929
930
931
932
933
934
935
936
937
938
939
940
941
942
943
944
945
946
947
948
949
950
951
952
953
954
955
956
957
958
959
960
961
962
963
964
965
966
967
968
969
970
971
972
973
974
975
976
977
978
979
980
981
982
983
984
985
986
987
988
989
990
991
992
993
994
995
996
997
998
999
1000

ているということとはできない。また、退去強制手続の対象となる外国人を収容しないとすることは、在留資格制度に基づく入国在留管理の適正を確保する点から許容し難く、当該外国人が社会から隔離される結果になることをもって目的の正当性を否定することはできない。したがって、一審原告らの主張を採用することはできない。

- (4) 一審原告らは、入管法には収容に対する司法審査に関する定めが皆無であり、その合法性について遅滞なく司法審査を受ける機会が何ら担保されておらず、行訴法や人身保護法による救済は、自由権規約9条4項による要請を満たすものではおよそないとして、入管法52条等の規定が自由権規約9条4項に違反している旨を主張する。

しかしながら、前記(2)及び(3)で説示したところによれば、収容又は仮放免の許否に対して不服のある者は行訴法又は人身保護法に定める手続により裁判所の判断を求めることができる以上、入管法52条等の規定が自由権規約9条4項に違反するとはいえず、一審原告らの上記主張を採用することはできない。」

- (4) 原判決53頁12行目から64頁22行目までを、以下のとおり改める。

「3 争点3（本件各収容は国賠法1条1項の適用上違法か）について

(1) 判断の枠組みについて

一審原告らは、本件各収容が国賠法1条1項の適用上違法である旨を主張するところ、本件各収容は、退去強制令書の執行により収容された後、仮放免となったものの、仮放免期間の延長が許可されることなく仮放免期間が満了するなどしたため、改めて退去強制令書の執行がされて収容が継続し、再び仮放免となるということが複数回にわたって繰り返されたものであり、このような収容に係る入国者収容所長等の判断、具体的には、本件各収容に係る仮放免の請求に対する許否及び仮放免期間の延長請求に対する許否の判断が国賠法1条1項の適用上違法かどうか

が問題となる。

前記2で説示したとおり、国際慣習法上、国家は外国人を受け入れる義務を負うものではなく、特別の条約がない限り、外国人を自国内に受け入れるかどうか、これを受け入れる場合にいかなる条件を付するかについて、当該国家がこれを自由に決定することができるものとされているところ、自由権規約も、かかる国際慣習法を排除するものではなく、これを前提として、退去強制の制度を各国家の法律においてどのように決定するかを各国家の判断に委ねているものと解される。これを受けて、入管法は、退去強制事由に該当する外国人の退去強制手続において、在留資格制度に基づく入国在留管理の適正を確保する点から収容を原則とし、その例外として、収容を継続することが適当でない特別の事情が存するときに一時的に収容を停止して身柄の解放を認める仮放免の制度を設けている。このような退去強制手続における収容及び仮放免に係る制度の構造に、入管法が仮放免許可の要件について具体的な定めを置いていないことを併せ考えると、仮放免の請求に対する許否及び仮放免期間の延長請求に対する許否の判断については、入国者収容所長等に広範な裁量を与えられているものと解するのが相当である。

そうすると、容疑者又は退去強制対象者の仮放免の請求に対する許否、仮放免期間の延長請求に対する許否について、入国者収容所長等の判断が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その判断が全く事実の基礎を欠き又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるなど、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したと認められる場合に限られるものと解するのが相当である。

以下、本件各収容について検討する。

(2) 一審原告デニズの収容について

ア 原告デニズ収容1について

5 (ア) 前記認定事実(2)ア、イ及び弁論の全趣旨によれば、一審原告デ
ニズは、在留期間である90日間を超えて本邦に不法に残留し、仮
放免期間中に2度にわたって刑罰法令違反により有罪判決の宣告を
受けていること、原告デニズ収容1の期間中、その経緯については
10 争いがあるものの、大声を出す、扉を蹴るなどの被収容者処遇規則
違反を繰り返していたことが認められ、一審原告デニズの本邦にお
ける法令・規範順守の意識の欠如がみてとれる。これらの事情は、
東京入管の出頭要請に反して出頭しなかったことがないこと（弁論
の全趣旨）を考慮しても、一審原告デニズを収容する必要性が高い
ことを示すものであるといえ、一審原告デニズの収容に関する判断
において不利な情状として考慮せざるを得ない。

(イ) 一審原告デニズは、^Aと婚姻関係にあり、その下で逃亡しない
よう監督を受けながら生活することも可能であったため、収容の必
要性がない旨を主張する。

15 しかしながら、一審原告デニズは、^Aとの婚姻後に暴行・公務
執行妨害の罪に当たる行為に及んで2度目の有罪判決の宣告を受け、
^Aから普段の言動について注意されることもない（一審原告デニ
ズ本人調書28頁）のであるから、^Aとの婚姻によって、逃亡や
違法な在留活動のおそれがないとはいえない。したがって、一審原
告デニズの上記主張を採用することはできない。

20 (ウ) 一審原告デニズは、自らが難民認定を申請しており、恣意的拘禁
作業部会が、個人通報手続において、一審原告デニズについて逃亡
の危険性や社会への危険性がないことが明らかであったと指摘した
(甲A26 [p. 90]) 旨を主張する。

25 しかしながら、一審原告デニズが難民認定申請手続中であったと
の事情によって、逃亡や違法な在留活動のおそれが否定されるもの

ではない。また、恣意的拘禁作業部会の指摘は、一審原告デニズの犯罪歴等の個別事情を考慮していないことがうかがわれる（甲A26〔p.73〕）から、上記指摘部分を採用することはできない。したがって、一審原告デニズの上記主張を採用することはできない。

5 (エ) 一審原告デニズは、原告デニズ収容1が1175日という長期間にわたっていることを指摘する。

しかしながら、前記認定事実(2)ウ及び弁論の全趣旨によれば、一審原告デニズは、原告デニズ収容1の収容中、定期的に収容施設内又は外部の医師の診察を受けており、平成29年1月29日の首吊等による負傷は、左手関節切創及び頸部擦過傷にとどまることが認められ、これらの事情によれば、一審原告デニズの健康状態が収容の継続に耐えることができない状態であったと認めることはできない。また、一審原告デニズは、官給食の摂食を拒否したことにより意識レベルを低下させる事態に至っているが、摂食を再開した後は体調が回復したことがうかがわれる上、摂食拒否による健康状態の悪化は、一審原告デニズ自身の行為に由来するものであり、上記事情を重視することは相当でない。そして、前記(ア)から(ウ)までに説示したことも併せ考慮すれば、収容の期間が1175日であることを踏まえても、原告デニズ収容1について、社会通念上著しく
10
15
20 妥当性を欠くことが明らかであると評価することはできない。

(オ) 以上によれば、一審原告デニズの主張するその他の事情を考慮しても、原告デニズ収容1に係る入国者収容所長等の判断（一審原告デニズを平成28年5月15日から令和元年8月2日まで収容し、同日に仮放免を許可したこと）について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

25 イ 原告デニズ収容2について

(ア) 前記ア(ア)で説示したとおり、一審原告デニズが在留期間である90日間を超えて本邦に不法に残留し、仮放免期間中に2度にわたって刑罰法令違反により有罪判決の宣告を受けていること等の事情は、一審原告デニズが原告デニズ收容2に係る東京入管の出頭要請に応じて任意に出頭したこと(弁論の全趣旨)を考慮しても、その收容の必要性が高いことを示すものであり、一審原告デニズの收容に関する判断において不利な事情として考慮せざるを得ない。

(イ) 一審原告デニズは、原告デニズ收容1を終えた後も、^Aと婚姻関係にあり、その下で逃亡しないよう監督を受けながら生活することも可能であったため、收容の必要性がない旨を主張する。

しかしながら、前記ア(イ)で説示したとおり、一審原告デニズは、^Aとの婚姻後に、暴行・公務執行妨害の罪に当たる行為に及んで2度目の有罪判決の宣告を受け、^Aから普段の言動について注意されることもないのであるから、原告デニズ收容1の後、^Aとの婚姻が継続していることを考慮しても、逃亡や違法な在留活動のおそれがないとはいえない。したがって、一審原告デニズの上記主張を採用することはできない。

(ウ) 一審原告デニズは、当時、收容に耐えられない健康状態にあった旨を主張するところ、前記認定事実(2)エ、オによれば、一審原告デニズは、原告デニズ收容2の前に、心因反応及び拘禁反応の疑いと診断され、不眠及び衝動性亢進に対する薬物療法等を受けていたこと、原告デニズ收容2の收容中の令和元年8月22日、発語が中断したり、どもったり、流涙するなどの症状が出現し、同年9月3日には脱水が進行して衰弱が目立ち、精神的にかなり不安定になり、自傷行為等の突発的な行動に至る可能性があるとされ、同月17日には会話が途中で止まる、落涙するなど、精神的な不安定さが目立

つ状態になっていたことが認められる。

しかしながら、一審原告デニズは、収容当日（令和元年8月16日）、施設内で内科医の診察を受け、同内科医は、一審原告デニズについて、表情が良く、活気があることなどを確認しており、一審原告デニズの心身の状態が収容に耐えられない状況にある旨の診断をしていないことを考慮すれば、一審原告デニズが、原告デニズ収容2の当初、収容に耐えられない状態であったと認めることはできない。また、一審原告デニズの収容中の上記症状等は、一審原告デニズが官給食の摂食を拒否したことにも由来していることがうかがわれ、摂食拒否による健康状態の悪化は、一審原告デニズ自身の行為に由来するものであり、上記事情を重視することは相当でない。さらに、一審原告デニズは、原告デニズ収容2の収容中、施設内で内科医や精神科医の診察を受け、症状等に応じた薬剤の処方がされており、その健康状態が収容に耐えられないものであると認めることはできない。したがって、一審原告デニズの上記主張を採用することはできない。

(エ) 一審原告デニズは、原告デニズ収容2について、3年以上の長期収容の直後にさらに2か月もの期間収容された旨を指摘する。

しかしながら、前記(ア)から(ウ)までの説示に加え、一審原告デニズが、仮放免を求めて官給食の摂食を拒否していたことを考慮すれば、収容の期間が1175日であった原告デニズ収容1の2週間後から71日間収容したことが、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかと評価することはできない。

(オ) 以上によれば、一審原告デニズの主張するその他の事情を考慮しても、原告デニズ収容2に係る入国者収容所長等の判断（令和元年8月16日に一審原告デニズの仮放免期間の延長申請を認めずに一

審原告デニズを收容し、同年10月25日に仮放免を許可したこと)について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

ウ 原告デニズ收容3について

(ア) 前記ア(ア)で説示したとおり、一審原告デニズが在留期間である90日間を超えて本邦に不法に残留し、仮放免期間中に2度にわたって刑罰法令違反により有罪判決の宣告を受けていること等の事情は、一審原告デニズが原告デニズ收容3に係る東京入管の出頭要請に応じて任意に出頭したこと(弁論の全趣旨)を考慮しても、その收容の必要性が高いことを示すものであり、一審原告デニズの收容に関する判断において不利な事情として考慮せざるを得ない。

(イ) 一審原告デニズは、およそ收容に耐えられない健康状態にあった旨を主張するところ、前記認定事実(2)オ、カ、キによれば、原告デニズ收容2の收容中、一審原告デニズの心身の状態が相当程度悪化していたこと、原告デニズ收容3の前には、拘禁反応、外傷後ストレス障害、不安、抑うつ、感情のコントロール不能、衝動性、自殺念慮、幻聴、幻視、悪夢等がみられ、しばらくの間治療が必要であるとの診断を受け、また、別の医師からは、心因反応、抑うつ状態疑い、PTSD疑い、胃炎、十二指腸潰瘍疑い並びに腰痛症及び左足筋肉痛の診断を受け、再收容は避けなければならない旨の意見書が示されていることが認められる。

しかしながら、一審原告デニズは、收容から4日後(令和元年11月11日)に健康診断を受け、その結果が正常範囲内で、異常はないというものであったのであり、同日に診察した内科医は、一審原告デニズが收容に耐えられない健康状態であるとの所見を示していないことを考慮すれば、一審原告デニズが、原告デニズ收容3の

当初、収容に耐えられない状態であったと認めることはできない。

前記認定事実(2)キ、クによれば、原告デニズ収容3の収容中、一審原告デニズは、施設内で内科医の診察を受け、都度、薬剤の処方がされ、頭部等の症状により外部医師の診察を受けるなどしたが、いずれの医師からも一審原告デニズの健康状態について収容に耐えられない旨の所見が示されなかったこと、臨床心理士によるカウンセリングや施設内の精神科医による診察を複数回受け、所要の薬剤の処方もされていたところ、令和2年1月23日、施設内の精神科医から、拘禁反応と診断され、同年2月20日、月1回の往診による治療の困難性を指摘され、同年3月12日、外部の精神科医による診察を受け、不眠、不穏、統合失調症の疑いと診断され、睡眠剤等を処方されたこと、同年2月下旬頃、複数回にわたりシーツで首を吊るなどの方法を試みたこと、これらの状況下において、東日本センター所長は、同年3月24日、一審原告デニズに対し、仮放免を許可し、一審原告デニズは、同日、東日本センターを出所したことが認められる。これらの各事情によれば、原告デニズ収容3の収容中、一審原告デニズは、適切な治療を受けており、その健康状態が収容に耐えられないものであったと認めることはできない。

したがって、一審原告デニズの上記主張を採用することはできない。

(ウ) 一審原告デニズは、原告デニズ収容3について、3年以上の長期収容の直後に2か月もの期間収容され、さらに4か月もの期間収容されたことを指摘する。

しかしながら、前記(ア)及び(イ)で説示したことに加え、一審原告デニズが、仮放免を求めて官給食の摂食を拒否していたことを考慮すれば、収容の期間が1175日であった原告デニズ収容1の2

週間後から71日間收容し（原告デニズ收容2）、さらに139日間收容したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであると評価することはできない。

(エ) 以上によれば、一審原告デニズの主張するその他の事情を考慮しても、原告デニズ收容3に係る入国者收容所長等の判断（令和元年11月7日に一審原告デニズの仮放免期間の延長申請を認めずに一審原告デニズを收容し、令和2年3月24日に仮放免を許可したこと）について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

エ 前記アからウまでによれば、一審原告デニズの收容に係る入国者收容所長等の仮放免及び仮放免期間延長の許否の判断が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められず、一審原告デニズの上記收容が同項の適用上違法であることを理由とする同項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないというべきである。

(3) 一審原告サファリの收容について

ア 原告サファリ收容1について

(ア) 前記認定事実(3)ア、イによれば、一審原告サファリは、在留期間である90日間を超えて10年以上の長期にわたって本邦に不法に残留し、その間、不法に就労をしていた上、自ら東京入管に出頭した後も、4年以上にわたって所在不明となったことが認められ、一審原告サファリの不法在留の状況は、相当程度悪質であるといわざるを得ない。これらの事情については、一審原告サファリが東京入管の出頭要請に反して出頭しなかったことがないこと（弁論の全趣旨）を考慮しても、一審原告サファリを收容する必要性が高いことを示すものであるといえ、一審原告サファリの收容に関する判断において不利な情状として考慮せざるを得ない。

5
10
15
(イ) 一審原告サファリは、恣意的拘禁作業部会が、個人通報手続において、一審原告サファリの逃亡に危険性がないことが明らかであると指摘し（甲A26〔p.90〕）、一審原告サファリが難民認定を申請しており、平成28年6月8日頃、難民認定手続における口頭意見陳述及び難民審査参与員における審尋手続の機会を待っていたから、逃亡することはおよそ考え難く、収容の必要性はなかった旨を主張する。

しかしながら、恣意的拘禁作業部会の指摘は、一審原告サファリの上記のような収容までの所在不明歴等を考慮したものではないことがうかがわれる（甲A26〔p.73〕）から、上記指摘部分を採用することはできない。また、一審原告サファリが、難民認定申請手続中であり、審尋手続の機会を待っていたとの事情によって、逃亡や違法な在留活動のおそれが否定されるものではない。したがって、一審原告サファリの上記主張を採用することはできない。

15
(ウ) 一審原告サファリは、一審原告サファリの健康状態が極めて悪かった旨を主張する。

20
25
しかしながら、一審原告サファリは、施設内で定期的に医師の診断を受けており、令和元年7月8日に吐血などの症状が出ていたことが認められるが、上記症状は、一審原告サファリ自身の摂食拒否に由来することがうかがわれ、これを重視することは相当ではないし、一審原告サファリの心身の状態が収容に耐えられない状態にある旨の医師の診断は示されておらず、収容に耐えられない状態にあると認めることもできない。これらの事情に照らすと、原告サファリ収容1が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。したがって、一審原告サファリの上記主張を採用することはできない。

(エ) 一審原告サファリは、原告サファリ収容1が3年以上という長期間にわたっていることを指摘するが、前記(ア)から(ウ)までの各事情を考慮すれば、収容の期間が1149日であることを考慮しても、原告サファリ収容1（平成28年6月8日に一審原告サファリを収容し、令和元年7月31日に仮放免を許可したこと）が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(オ) 以上によれば、一審原告サファリが主張するその他の事情を考慮しても、原告サファリ収容1に係る入国者収容所長等の判断（平成28年6月8日に一審原告サファリの仮放免期間の延長を認めずに一審原告サファリを収容し、令和元年7月31日に仮放免を許可したこと）について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

イ 原告サファリ収容2について

(ア) 前記ア(ア)で説示したとおり、一審原告サファリが在留期間である90日間を超えて10年以上の長期にわたって本邦に不法に残留し、その間、不法に就労をしていた上、自ら東京入管に出頭した後も、4年以上にわたって所在不明となったこと等の事情は、一審原告サファリが原告サファリ収容2に係る東京入管の出頭要請に応じて任意に出頭したこと（弁論の全趣旨）を考慮しても、その収容の必要性が高いことを示すものであり、一審原告サファリの収容に関する判断において不利な事情として考慮せざるを得ない。

(イ) 一審原告サファリは、難民認定申請手続中であって、その結論が出る前に逃亡をすることはおよそ考え難いから、収容の必要性はない旨を主張するが、難民認定申請手続中であることによって、逃亡や違法な在留活動のおそれが否定されるものではない。したがって、一審原告サファリの上記主張を採用することはできない。

5 (ウ) 一審原告サファリは、収容に耐えられない健康状態にあった旨を主張するところ、前記認定事実(3)エによれば、一審原告サファリは、原告サファリ収容2の前に、逆流性食道炎、十二指腸潰瘍の疑い、鉄欠乏性貧血、不眠症、不安神経症の疑い、心身症の疑い、抑うつ状態と診断されていることが認められる。

10 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000 1001 1002 1003 1004 1005 1006 1007 1008 1009 1010 1011 1012 1013 1014 1015 1016 1017 1018 1019 1020 1021 1022 1023 1024 1025 1026 1027 1028 1029 1030 1031 1032 1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040 1041 1042 1043 1044 1045 1046 1047 1048 1049 1050 1051 1052 1053 1054 1055 1056 1057 1058 1059 1060 1061 1062 1063 1064 1065 1066 1067 1068 1069 1070 1071 1072 1073 1074 1075 1076 1077 1078 1079 1080 1081 1082 1083 1084 1085 1086 1087 1088 1089 1090 1091 1092 1093 1094 1095 1096 1097 1098 1099 1100 1101 1102 1103 1104 1105 1106 1107 1108 1109 1110 1111 1112 1113 1114 1115 1116 1117 1118 1119 1120 1121 1122 1123 1124 1125 1126 1127 1128 1129 1130 1131 1132 1133 1134 1135 1136 1137 1138 1139 1140 1141 1142 1143 1144 1145 1146 1147 1148 1149 1150 1151 1152 1153 1154 1155 1156 1157 1158 1159 1160 1161 1162 1163 1164 1165 1166 1167 1168 1169 1170 1171 1172 1173 1174 1175 1176 1177 1178 1179 1180 1181 1182 1183 1184 1185 1186 1187 1188 1189 1190 1191 1192 1193 1194 1195 1196 1197 1198 1199 1200 1201 1202 1203 1204 1205 1206 1207 1208 1209 1210 1211 1212 1213 1214 1215 1216 1217 1218 1219 1220 1221 1222 1223 1224 1225 1226 1227 1228 1229 1230 1231 1232 1233 1234 1235 1236 1237 1238 1239 1240 1241 1242 1243 1244 1245 1246 1247 1248 1249 1250 1251 1252 1253 1254 1255 1256 1257 1258 1259 1260 1261 1262 1263 1264 1265 1266 1267 1268 1269 1270 1271 1272 1273 1274 1275 1276 1277 1278 1279 1280 1281 1282 1283 1284 1285 1286 1287 1288 1289 1290 1291 1292 1293 1294 1295 1296 1297 1298 1299 1300 1301 1302 1303 1304 1305 1306 1307 1308 1309 1310 1311 1312 1313 1314 1315 1316 1317 1318 1319 1320 1321 1322 1323 1324 1325 1326 1327 1328 1329 1330 1331 1332 1333 1334 1335 1336 1337 1338 1339 1340 1341 1342 1343 1344 1345 1346 1347 1348 1349 1350 1351 1352 1353 1354 1355 1356 1357 1358 1359 1360 1361 1362 1363 1364 1365 1366 1367 1368 1369 1370 1371 1372 1373 1374 1375 1376 1377 1378 1379 1380 1381 1382 1383 1384 1385 1386 1387 1388 1389 1390 1391 1392 1393 1394 1395 1396 1397 1398 1399 1400 1401 1402 1403 1404 1405 1406 1407 1408 1409 1410 1411 1412 1413 1414 1415 1416 1417 1418 1419 1420 1421 1422 1423 1424 1425 1426 1427 1428 1429 1430 1431 1432 1433 1434 1435 1436 1437 1438 1439 1440 1441 1442 1443 1444 1445 1446 1447 1448 1449 1450 1451 1452 1453 1454 1455 1456 1457 1458 1459 1460 1461 1462 1463 1464 1465 1466 1467 1468 1469 1470 1471 1472 1473 1474 1475 1476 1477 1478 1479 1480 1481 1482 1483 1484 1485 1486 1487 1488 1489 1490 1491 1492 1493 1494 1495 1496 1497 1498 1499 1500 1501 1502 1503 1504 1505 1506 1507 1508 1509 1510 1511 1512 1513 1514 1515 1516 1517 1518 1519 1520 1521 1522 1523 1524 1525 1526 1527 1528 1529 1530 1531 1532 1533 1534 1535 1536 1537 1538 1539 1540 1541 1542 1543 1544 1545 1546 1547 1548 1549 1550 1551 1552 1553 1554 1555 1556 1557 1558 1559 1560 1561 1562 1563 1564 1565 1566 1567 1568 1569 1570 1571 1572 1573 1574 1575 1576 1577 1578 1579 1580 1581 1582 1583 1584 1585 1586 1587 1588 1589 1590 1591 1592 1593 1594 1595 1596 1597 1598 1599 1600 1601 1602 1603 1604 1605 1606 1607 1608 1609 1610 1611 1612 1613 1614 1615 1616 1617 1618 1619 1620 1621 1622 1623 1624 1625 1626 1627 1628 1629 1630 1631 1632 1633 1634 1635 1636 1637 1638 1639 1640 1641 1642 1643 1644 1645 1646 1647 1648 1649 1650 1651 1652 1653 1654 1655 1656 1657 1658 1659 1660 1661 1662 1663 1664 1665 1666 1667 1668 1669 1670 1671 1672 1673 1674 1675 1676 1677 1678 1679 1680 1681 1682 1683 1684 1685 1686 1687 1688 1689 1690 1691 1692 1693 1694 1695 1696 1697 1698 1699 1700 1701 1702 1703 1704 1705 1706 1707 1708 1709 1710 1711 1712 1713 1714 1715 1716 1717 1718 1719 1720 1721 1722 1723 1724 1725 1726 1727 1728 1729 1730 1731 1732 1733 1734 1735 1736 1737 1738 1739 1740 1741 1742 1743 1744 1745 1746 1747 1748 1749 1750 1751 1752 1753 1754 1755 1756 1757 1758 1759 1760 1761 1762 1763 1764 1765 1766 1767 1768 1769 1770 1771 1772 1773 1774 1775 1776 1777 1778 1779 1780 1781 1782 1783 1784 1785 1786 1787 1788 1789 1790 1791 1792 1793 1794 1795 1796 1797 1798 1799 1800 1801 1802 1803 1804 1805 1806 1807 1808 1809 1810 1811 1812 1813 1814 1815 1816 1817 1818 1819 1820 1821 1822 1823 1824 1825 1826 1827 1828 1829 1830 1831 1832 1833 1834 1835 1836 1837 1838 1839 1840 1841 1842 1843 1844 1845 1846 1847 1848 1849 1850 1851 1852 1853 1854 1855 1856 1857 1858 1859 1860 1861 1862 1863 1864 1865 1866 1867 1868 1869 1870 1871 1872 1873 1874 1875 1876 1877 1878 1879 1880 1881 1882 1883 1884 1885 1886 1887 1888 1889 1890 1891 1892 1893 1894 1895 1896 1897 1898 1899 1900 1901 1902 1903 1904 1905 1906 1907 1908 1909 1910 1911 1912 1913 1914 1915 1916 1917 1918 1919 1920 1921 1922 1923 1924 1925 1926 1927 1928 1929 1930 1931 1932 1933 1934 1935 1936 1937 1938 1939 1940 1941 1942 1943 1944 1945 1946 1947 1948 1949 1950 1951 1952 1953 1954 1955 1956 1957 1958 1959 1960 1961 1962 1963 1964 1965 1966 1967 1968 1969 1970 1971 1972 1973 1974 1975 1976 1977 1978 1979 1980 1981 1982 1983 1984 1985 1986 1987 1988 1989 1990 1991 1992 1993 1994 1995 1996 1997 1998 1999 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 2020 2021 2022 2023 2024 2025 2026 2027 2028 2029 2030 2031 2032 2033 2034 2035 2036 2037 2038 2039 2040 2041 2042 2043 2044 2045 2046 2047 2048 2049 2050 2051 2052 2053 2054 2055 2056 2057 2058 2059 2060 2061 2062 2063 2064 2065 2066 2067 2068 2069 2070 2071 2072 2073 2074 2075 2076 2077 2078 2079 2080 2081 2082 2083 2084 2085 2086 2087 2088 2089 2090 2091 2092 2093 2094 2095 2096 2097 2098 2099 2100 2101 2102 2103 2104 2105 2106 2107 2108 2109 2110 2111 2112 2113 2114 2115 2116 2117 2118 2119 2120 2121 2122 2123 2124 2125 2126 2127 2128 2129 2130 2131 2132 2133 2134 2135 2136 2137 2138 2139 2140 2141 2142 2143 2144 2145 2146 2147 2148 2149 2150 2151 2152 2153 2154 2155 2156 2157 2158 2159 2160 2161 2162 2163 2164 2165 2166 2167 2168 2169 2170 2171 2172 2173 2174 2175 2176 2177 2178 2179 2180 2181 2182 2183 2184 2185 2186 2187 2188 2189 2190 2191 2192 2193 2194 2195 2196 2197 2198 2199 2200 2201 2202 2203 2204 2205 2206 2207 2208 2209 2210 2211 2212 2213 2214 2215 2216 2217 2218 2219 2220 2221 2222 2223 2224 2225 2226 2227 2228 2229 2230 2231 2232 2233 2234 2235 2236 2237 2238 2239 2240 2241 2242 2243 2244 2245 2246 2247 2248 2249 2250 2251 2252 2253 2254 2255 2256 2257 2258 2259 2260 2261 2262 2263 2264 2265 2266 2267 2268 2269 2270 2271 2272 2273 2274 2275 2276 2277 2278 2279 2280 2281 2282 2283 2284 2285 2286 2287 2288 2289 2290 2291 2292 2293 2294 2295 2296 2297 2298 2299 2300 2301 2302 2303 2304 2305 2306 2307 2308 2309 2310 2311 2312 2313 2314 2315 2316 2317 2318 2319 2320 2321 2322 2323 2324 2325 2326 2327 2328 2329 2330 2331 2332 2333 2334 2335 2336 2337 2338 2339 2340 2341 2342 2343 2344 2345 2346 2347 2348 2349 2350 2351 2352 2353 2354 2355 2356 2357 2358 2359 2360 2361 2362 2363 2364 2365 2366 2367 2368 2369 2370 2371 2372 2373 2374 2375 2376 2377 2378 2379 2380 2381 2382 2383 2384 2385 2386 2387 2388 2389 2390 2391 2392 2393 2394 2395 2396 2397 2398 2399 2400 2401 2402 2403 2404 2405 2406 2407 2408 2409 2410 2411 2412 2413 2414 2415 2416 2417 2418 2419 2420 2421 2422 2423 2424 2425 2426 2427 2428 2429 2430 2431 2432 2433 2434 2435 2436 2437 2438 2439 2440 2441 2442 2443 2444 2445 2446 2447 2448 2449 2450 2451 2452 2453 2454 2455 2456 2457 2458 2459 2460 2461 2462 2463 2464 2465 2466 2467 2468 2469 2470 2471 2472 2473 2474 2475 2476 2477 2478 2479 2480 2481 2482 2483 2484 2485 2486 2487 2488 2489 2490 2491 2492 2493 2494 2495 2496 2497 2498 2499 2500 2501 2502 2503 2504 2505 2506 2507 2508 2509 2510 2511 2512 2513 2514 2515 2516 2517 2518 2519 2520 2521 2522 2523 2524 2525 2526 2527 2528 2529 2530 2531 2532 2533 2534 2535 2536 2537 2538 2539 2540 2541 2542 2543 2544 2545 2546 2547 2548 2549 2550 2551 2552 2553 2554 2555 2556 2557 2558 2559 2560 2561 2562 2563 2564 2565 2566 2567 2568 2569 2570 2571 2572 2573 2574 2575 2576 2577 2578 2579 2580 2581 2582 2583 2584 2585 2586 2587 2588 2589 2590 2591 2592 2593 2594 2595 2596 2597 2598 2599 2600 2601 2602 2603 2604 2605 2606 2607 2608 2609 2610 2611 2612 2613 2614 2615 2616 2617 2618 2619 2620 2621 2622 2623 2624 2625 2626 2627 2628 2629 2630 2631 2632 2633 2634 2635 2636 2637 2638 2639 2640 2641 2642 2643 2644 2645 2646 2647 2648 2649 2650 2651 2652 2653 2654 2655 2656 2657 2658 2659 2660 2661 2662 2663 2664 2665 2666 26

(オ) 以上によれば、一審原告サファリの主張するその他事情を考慮しても、原告サファリ收容2に係る入国者收容所長等の判断（令和元年8月14日に一審原告サファリの仮放免期間の延長申請を認めずに一審原告サファリを收容し、同年10月17日に仮放免を許可したこと）について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

ウ 原告サファリ收容3について

(ア) 前記ア(ア)で説示したとおり、一審原告サファリが在留期間である90日間を超えて10年以上の長期にわたって本邦に不法に残留し、その間、不法に就労をしていた上、自ら東京入管に出頭した後も、4年以上にわたって所在不明となったこと等の事情は、一審原告サファリが原告サファリ收容3に係る東京入管の出頭要請に応じて任意に出頭したこと（弁論の全趣旨）を考慮しても、その收容の必要性が高いことを示すものであり、一審原告サファリの收容に関する判断において不利な事情として考慮せざるを得ない。

(イ) 一審原告サファリは、うつ病の診断を受けるなど、明らかに收容に耐えられない健康状態にあった旨を主張するところ、前記認定事実(3)カによれば、一審原告サファリは、原告サファリ收容3の前に、一審原告サファリを診断した医師から、收容に起因する心因反応、胃炎等のほか、うつ病の診断を受けていたことが認められる。

しかしながら、一審原告サファリの收容当日（令和元年10月31日）に測定された体重、血圧及び体温に異常はなく、同日、一審原告サファリを施設内で診察した内科医は、表情は穏やかであるが活気に乏しいと判断したものの、一審原告サファリの心身の状態が收容に耐えられない状況にあるとの所見は示されていなかったことが認められる。これらの各事情を考慮すれば、一審原告サファリが

指摘する上記事実を踏まえても、一審原告サファリが、原告サファリ収容3の当初、収容に耐えられない状態であったと認めることはできない。

また、前記認定事実(3)キ、クによれば、一審原告サファリは、原告サファリ収容3の期間中、官給食の摂食拒否を3度(①令和元年10月31日から令和元年11月19日まで、②同月26日から同月28日まで、③同年12月20日から同月24日まで)行っているところ、②及び③については、比較的短期間で拒食を終了していること、一審原告サファリは、原告サファリ収容3の期間中、施設内の内科医や精神科医の診断を受け、その都度、主訴等を踏まえた薬剤の処方されていたこと、令和元年11月19日、施設内の精神科医により、抑うつ状態にあると診断されたものの、一審原告サファリを診察した内科医や精神科医から、一審原告サファリの心身の状態が収容に耐えられないとの所見が示されなかったこと、これらの状況下において、東日本センター所長は、令和2年1月7日、一審原告サファリに対して仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所したことが認められる。これらの各事情によれば、原告サファリ収容3の収容中、一審原告サファリは、適切な治療を受けており、その健康状態が収容に耐えられないものであったと認めることはできない。

したがって、一審原告サファリの上記主張を採用することはできない。

(ウ) 一審原告サファリは、3年以上の長期収容の直後にさらに2か月もの期間収容し、さらに2か月もの期間収容をしたことを指摘するが、前記ア及びイの各事情を考慮すれば、一審原告サファリについて1149日間収容し(原告サファリ収容1)、その2週間後に6

5日間收容し（原告サファリ收容2）、その後、更に69日間收容した事（原告サファリ收容3）が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

（エ） 以上によれば、一審原告サファリの主張するその他事情を考慮しても、原告サファリ收容3に係る入国者收容所長等の判断（令和元年10月31日に一審原告サファリの仮放免期間の延長申請を認めずに一審原告サファリを收容し、令和2年1月7日に仮放免を許可したこと）について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

エ 原告サファリ收容4について

（ア） 前記ア（ア）で説示したとおり、一審原告サファリが在留期間である90日間を超えて10年以上の長期にわたって本邦に不法に残留し、その間、不法に就労をしていた上、自ら東京入管に出頭した後も、4年以上にわたって所在不明となったこと等の事情は、一審原告サファリが原告サファリ收容4に係る東京入管の出頭要請に応じて任意に出頭したこと（弁論の全趣旨）を考慮しても、その收容の必要性が高いことを示すものであり、一審原告サファリの收容に関する判断において不利な事情として考慮せざるを得ない。

（イ） 一審原告サファリは、再收容を繰り返すことで健康状態が悪化し、明らかに收容に耐えられない健康状態にあった旨を主張するところ、前記認定事実(3)ク、ケによれば、一審原告サファリは、原告サファリ收容4の前に、継続して診察を受けている医師から、再び、うつ病の診断を受けて通院治療が予定されていたこと、また、仮放免期間中は固形物が摂食できない状態で、食後の嘔吐、不眠、胃痛等の身体症状が出ていたことが認められる。

しかしながら、前記認定事実(3)ケによれば、收容当日（令和2年

1月21日)に測定された一審原告サファリの体重、血圧及び体温に異常はなく、同日、一審原告サファリを施設内で診察した内科医は、一審原告サファリの心身の状態が収容に耐えられない状況にあるとの所見を示さなかったこと、一審原告サファリは、同月23日、施設内の精神科医の診察を受け、同精神科医は、抑うつ状態と診断し、かなり痩せて、食事が摂れないと述べていたことから、同月24日から同月31日までの平日に点滴を実施すべきとの意見を述べたものの、一審原告サファリの心身の状態が収容に耐えられない状況にあるとの所見を示さなかったことが認められる。これらの各事情を考慮すれば、一審原告サファリが指摘する上記事実等を踏まえても、一審原告サファリが、原告サファリ収容4の当初、収容に耐えられない状態であったと認めることはできない。

また、前記認定事実(3)ケ、コによれば、一審原告サファリは、原告サファリ収容4の期間中、施設内の内科医や精神科医の診断を受け、その都度、主訴等を踏まえた薬剤が処方されていたこと、内科医から一審原告サファリの心身の状態が収容に耐えられないとの所見を示されなかったこと、施設内の精神科医は、入国警備官に対し、令和2年2月20日、一審原告サファリがうつの症状が重くなっており、収容に耐えられない状態になってきており、仮放免を検討してほしいとの意見を述べ、同年3月19日には、一審原告サファリが収容に耐えられない状態であり、限界に来ているとして引き続き仮放免を検討してほしいとの意見を述べたこと、これらの状況下において、東日本センター所長は、同年4月3日、一審原告サファリに対して仮放免を許可し、一審原告サファリは、同日、東日本センターを出所したことが認められる。これらの各事情によれば、原告サファリ収容4の収容中、一審原告サファリは、適切な治療を受け

ており、その健康状態が収容に耐えられないものであったと認めることはできない。

したがって、一審原告サファリの上記主張を採用することはできない。

(ウ) 一審原告サファリは、3年以上の収容、2週間の仮放免を挟んだ後の2か月以上の収容に引き続き、再び2週間の仮放免を挟んで約2か月以上の収容に引き続き、さらに2週間の仮放免を挟んで3か月もの期間収容したことを指摘するが、前記(ア)及び(イ)の各事情を考慮すれば、一審原告サファリについて1149日間収容し(原告サファリ収容1)、その2週間後に65日間収容し(原告サファリ収容2)、その後、再び69日間収容し(原告サファリ収容3)、引き続き74日間収容したこと(原告サファリ収容4)が、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

(エ) 前記(ア)から(ウ)によれば、一審原告サファリの主張するその他事情を考慮しても、原告サファリ収容4に係る入国者収容所長等の判断(令和2年1月21日に一審原告サファリの仮放免期間の延長申請を認めずに一審原告サファリを収容し、同年4月3日に仮放免を許可したこと)について、その裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものと認めることはできない。

オ 前記アからエまでによれば、一審原告サファリの収容に係る入国者収容所長等の仮放免及び仮放免期間延長の許否の判断が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められず、一審原告サファリの上記収容が違法であることを理由とする同項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないというべきである。

4 争点2(本件各収容は自由権規約9条1項、4項に違反するか)について

前記2で説示したとおり、自由権規約は、退去までの収容を含めた退去強制の制度の在り方に関して、外国人の入国及び在留の許否については国家に自由な決定権がある旨の国際慣習法を前提として、退去強制の制度を各国家の法律においてどのように決定するかを各国家の判断に委ねていると解され、入管法の規定に基づき退去強制令書を執行してされる個別の収容の適法性については、入管法の枠内において判断されるのが相当であるというべきである。そして、本件各収容に係る入国者収容所長等の仮放免及び仮放免期間延長の許否の判断が国賠法1条1項の適用上違法であるとは認められず、一審原告らの本件各収容が同項の適用上違法であることを理由とする同項に基づく損害賠償請求は理由がないことは、前記3で説示したとおりである。また、一審原告らにおいて、行訴法又は人身保護法に基づいて本件各収容の適法性について裁判所の判断を求めることが妨げられていた事情も見当たらない。

したがって、本件各収容が自由権規約9条1項、4項に違反するということはできず、一審原告らの本件各収容が同条1項、4項に違反することを理由とする同条5項に基づく損害賠償請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないというべきである。」

2 当審における一審原告デニズの主張（本件拡張請求）に対する判断

前記1で説示したとおり、原告デニズ収容3に係る入国者収容所長等の判断（令和元年11月7日に一審原告デニズの仮放免期間の延長申請を認めずに一審原告デニズを収容し、令和2年3月24日に仮放免を許可したこと）について、国賠法1条1項の適用上違法であると認めることはできず、自由権規約9条1項、4項に違反するともいえないから、一審原告デニズの本件拡張請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないことに帰する。

第4 結論

以上によれば、一審原告らの一審被告に対する請求はいずれも理由がないから

全部棄却すべきところ、これと異なり一審原告らの請求の一部を認容しその余を棄却した原判決は一部失当であって、一審被告の本件控訴は理由があるから、原判決中一審被告敗訴部分を取り消して、同部分について一審原告らの請求をいずれも棄却し、一審原告らの控訴は理由がないからこれを棄却し、また、本件拡張請求も理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第12民事部

裁判長裁判官

中吉徹郎

中 吉 徹 郎

裁判官

西野光子

西 野 光 子

裁判官

内田哲也

内 田 哲 也